

(仮称)神楽山風力発電事業

環境影響評価準備書についての  
意見の概要と事業者の見解

令和元年 12 月

JR東日本エネルギー開発株式会社

## 目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧 .....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧 .....	1
(1) 公告の日 .....	1
(2) 公告の方法 .....	1
(3) 縦覧場所 .....	2
(4) 縦覧期間 .....	3
(5) 縦覧者数 .....	3
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催 .....	4
(1) 公告の日及び公告方法 .....	4
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数 .....	4
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握 .....	5
(1) 意見書の提出期間 .....	5
(2) 意見書の提出方法 .....	5
(3) 意見書の提出状況 .....	5
第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解 .....	6
1. 環境の保全の見地からの意見 .....	6
(1) 事業計画 .....	6
(2) 騒音及び超低周波音 .....	16
(3) 水質（水の濁り） .....	16
(4) 風車の影 .....	17
(5) 動物・植物・生態系 .....	17
(6) 景観 .....	20
(7) 放射線の量 .....	21
2. その他の意見 .....	23

## 第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して約1月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

令和元年9月3日（火）

#### (2) 公告の方法

##### ① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・令和元年9月3日（火）付 福島民友新聞社、福島民報社の全県版

※令和元年9月10日（火）～令和元年9月18日（水）に開催する説明会についての公告を含む。

##### ② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・広報かわうち9月号（令和元年9月1日発行）（別紙2-1参照）

##### ③ インターネットによるお知らせ

令和元年9月3日（火）又はそれ以降から、下記のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。

・福島県のウェブサイト（別紙3-1参照）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anzen-law-27.html>

・いわき市 ウェブサイト（別紙3-2参照）

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1450751689820/index.html>

・楢葉町 ウェブサイト（別紙3-3参照）

<https://www.town.naraha.lg.jp/life/006675.html>

・広野町 ウェブサイト（別紙3-4参照）

[http://www.town.hirono.fukushima.jp/kikaku/kagurayamahuryokuhatudenjigyou\\_kankyoueikyouhyoukazyunbisho.html](http://www.town.hirono.fukushima.jp/kikaku/kagurayamahuryokuhatudenjigyou_kankyoueikyouhyoukazyunbisho.html)

・JR東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト（別紙3-5参照）

<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

### (3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 7箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

#### ① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎八階)（別紙4参照）  
福島県福島市杉妻町 2-16
- ・いわき市役所本庁舎一階市民ロビー（別紙4参照）  
福島県いわき市平字梅本 21
- ・いわき市役所小川支所（別紙4参照）  
福島県いわき市小川町高萩下川原 15
- ・いわき市役所川前支所（別紙4参照）  
福島県いわき市川前町川前字五林 6
- ・楢葉町役場くらし安全対策課（別紙4参照）  
福島県双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂 5-6
- ・川内村役場総務課（別紙4参照）  
福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡 11-24
- ・広野町役場復興企画課（別紙4参照）  
福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35

#### ② インターネットの利用による縦覧

- ・JR東日本エネルギー開発株式会社 ホームページ  
<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/info/kagnews201909.html>

#### (4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和元年9月3日（火）から令和元年10月3日（木）まで  
(土・日曜日、祝日を除く。)
- ・縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分
- ・電子縦覧：令和元年9月3日（火）午前10時から令和元年10月3日（木）  
午後5時まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、電子縦覧の期間、常時アクセス可能な状態とした。

#### (5) 縦覧者数

縦覧者数（記名者数）は15名であった。

（内訳）福島県庁生活環境部環境共生課	1名
いわき市役所本庁舎	4名
いわき市役所小川支所	8名
いわき市役所川前支所	0名
檜葉町役場くらし安全対策課	0名
川内村役場総務課	0名
広野町役場復興企画課	2名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は787回であった。

## 2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

### (1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3参照)

### (2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

#### ① 開催日時、開催場所及び来場者数

令和元年9月10日（火）

・開催時間及び場所：

18：30～19：30 手古岡集会所

（福島県川内村下川内字手古岡231-1）

来場者数：8名

令和元年9月11日（水）

・開催時間及び場所：

19：00～20：30 高部集会所

（福島県いわき市川前町下桶壳字高部26-1）

来場者数：11名

令和元年9月12日（木）

・開催時間及び場所：

19：00～20：30 志田名集会所

（福島県いわき市川前町下桶壳字荻77-4）

来場者数：6名

令和元年9月13日（金）

・開催時間及び場所：

18：30～19：30 外門集会所

（福島県いわき市川前町川前字外門53）

来場者数：10名

令和元年9月14日（土）

・開催時間及び場所：

18：30～20：00 江田・牛小川集会所

（福島県いわき市小川町上小川山神前23-3）

来場者数：7名

令和元年9月15日（日）

・開催時間及び場所：

10：00～11：30 戸渡集会所

（福島県いわき市小川町上小川字中戸渡40-1）

来場者数：9名

令和元年9月18日（水）

・開催時間及び場所：

18：30～21：00 小川公民館

（福島県いわき市小川町上小川字下広門44-2）

来場者数：17名

### 3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

#### (1) 意見書の提出期間

令和元年9月3日（火）から令和元年10月17日（木）まで

（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

#### (2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② J R 東日本エネルギー開発株式会社への書面の郵送、FAX 及び電子メール

#### (3) 意見書の提出状況

合計12名の方から、12通の意見書が提出された。

## 第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づく環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は43件であった。準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

### 1. 環境の保全の見地からの意見

#### (1) 事業計画

##### 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）

福島県いわき市在住 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>環境影響評価法18条の規定に基づき、環境の保全の見地から次のとおり意見を述べる。</p> <p>私は今回、貴社の風力発電の鉄塔を建てる山の麓の近くに住んでいる者です。貴社の小川町公民館での説明会には参加しております。私は現在福島県野生動植物保護サポーターとして、希少植物の観察、調査、県への報告をしており、福島県植物の会に属し、県のレッドデーター（植物）の調査員もしています。一昨年も裏山で県のレッドデーター絶滅危惧IA類のランを発見し届出をしております。今回の台風で沢水が氾濫し、土が削り取られ危機に瀕している現場も調査してきました。植物に関しては貴社もアセスメント調査をしておられるのでご存じでしょうが、調査は完璧で全ての植物を把握されている訳ではありません。ましてや“神楽山風力発電”の為開発される面積は膨大です。山の尾根を大規模に削り、管理道やヤードを作れば、それは何らかの形で麓まで影響を及ぼす事は、植物に関しても言える事だと思います。</p> <p>さて福島県は10月12日から翌13日未明にかけて台風19号に襲われました。いわき市全体、特に夏井川流域は土砂崩れ、氾濫で、死者が出るような大きな被害を受けました。私の住んでいる樋平に通ずる道路は土砂崩れの為、通行止めとなりました。平方面に下りる道も、小野町に上る道も、もちろんJR磐越東線も、あらゆるところで寸断され、一時は陸の孤島になりました。</p>	<p>現地調査においては、対象事業実施区域及びその周辺の動植物相を網羅的に把握できるよう調査経路等を設定しています。また、調査、予測及び評価の結果については、専門家等へヒアリングを行っています。</p> <p>なお、準備書段階において、樹木の伐採や土地の改変を最小限とするよう事業計画を検討しました。今後も関係機関等との協議を行い、その結果も踏まえて防災に配慮した設計をいたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
2	(前ページの続き) 私は避難先の平から戻ろうとしましたが、県道 41 号線が通行止めの為、国道 399 号線を通り、横川から江田に峠越えをする為成林道を通りましたが、林道北側の山が皆伐された為、沢水が鉄砲水になり道を削り取り崩落し、命がけで渡りました。貴社はこの台風の後、視察に来ているのでしょうか？ここに出てくる国道名、県道名、鉄道名、地名はおなじみのはずです。また 9 月 9 日台風 15 号では強風のため、木更津市で鉄塔が倒壊しました。ひと月も経たない内の台風 19 号、今度は大雨でこの災害です。この気象状況を貴社はどうとらえますか？千年に 1 度？想定外の台風？そのような言葉で責任逃れをできる時代は終わりました。貴社が今までのアセスメントで計算している風力、雨量では災害は免れません。気候が変わってしまっている事をこれらの災害が如実に表しています。机上の計算では無く事實を直視して下さい。はたして、尾根尾根を大規模に開発し、沢からの渦流で木々や住宅や川を氾濫させることがエコで地球に優しい電力といえるのでしょうか？立ち止まって、もう 1 度よく考えて下さい。私たち住民はこれから台風が来る度、懼いて暮らさなくてはなりません。その責任を貴社は負って下さる覚悟はおありですか？	(前ページと同様)

#### 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）

福島県いわき市在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
2	尾根を削り 16 基もの風車の建設、それにともなう工事や道路作り、膨大な自然がこわされる。昨今の気候、50 年、100 年に 1 度という災害など考えて、もっともっと小規模にしてほしい。山は放射線量も高いので、災害時にはとても心配である。貴社だけでなく、近くにエコパワーの風車もできるというので、動植物に与える影響も大きいと思う（景観だけでなく）。	準備書段階において、樹木の伐採や土地の改変を最小限とするよう事業計画を検討しました。今後も関係機関等との協議の結果も踏まえ、防災に配慮した設計をいたします。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書3）

福島県いわき市在住 C 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>この度の神楽山風力発電事業に反対します。その理由は、巨大な風力発電機を16基もつくることは、その工事にともない、様々な自然環境への影響が懸念されるからです。JRの準備書のあらましによれば、影響は極めて小さいとのことですですが、その根拠は不十分と言わざるを得ません。また、工事後の長期にわたる自然界への影響は、予測不可能であり、一度破壊された自然は、元に戻すことはできません。いわきのすばらしい自然を保存し、景観を守ることは、未来を生きる人たちへの最大の遺産でもあると思います。</p> <p>以上のような理由で、この事業の中止を望みます。</p>	<p>今後の詳細設計においても、樹木の伐採や土地の改変が最小限となるよう努め、緑化や土砂流出防止対策等も関係機関等との協議を行いながら検討します。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書4）

福島県いわき市在住 D 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
4	<p>「治山、治水は 100 年の計」といいます。風力発電事業により改変される面積は莫大であり、危惧することが多々あります。</p> <p>風力発電機組立ヤード 11.32ha、工事用・管理用道路 30.58ha、計 41.90ha が改変面積、伐採木 10,152 m<sup>3</sup> と説明があり、2019/9/18 日小川地区住民説明会で住民の準備書への質問に充分答えられていないと思われますので、更に検討を要望します。</p> <p>沈砂池と雨量の関係：川前地区での過去の最大雨量 63 ミリ/h は 100 年に 1 回の割合なのでそれを基に作ることはできない。現状では下流に流されることはない。しかし、直近の 10/12 の台風 19 号の影響で夏井川が氾濫し、小川地区、高萩、下小川など床上浸水などの被害（毎日新聞 10/14 によると川内村では 10/11 午後 3 時～10/13 午前 3 時までの総降水量 445.5 ミリとなっている。）30 年前（平成元年）の小川地区大水害では 300 ミリ/日と地区の人が説明している。この事業により水害の心配は大きくなりませんか？の住民の質問に返答がなかった（無視）。江田川、鹿又川の支流が夏井川へ合流、又一方の風力発電事業者コスモエコパワー（株）の設置する風力発電のエリアには加路川があり、夏井川へと合流する。土地改変によって洪水、断水、渇水などないか。台風 19 号の被害を精査し、事業を再検討して頂きたい。夏井川は小川地区のみでなく、小川江筋として農業用水として広く利用され、平窪浄水場までつながって市民の水道となっている。ライフラインとして大切な「水」に関わる事業として慎重に対処するように切望します。「事故が起きてから考えます」では取り返しがつきません。</p>	<p>事業の実施に伴う河川への影響については、今後の詳細設計において関係機関等との協議を行いながら、十分配慮した計画となるよう努めます。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書5）

福島県いわき市在住 E 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の活性化への貢献とは具体的に何か、地域の用、地域の経済発展、観光への影響について具体的に示されていません。</li> </ul>	<p>本準備書は環境影響評価手続きの一貫であるため、地域の用、地域の経済発展、観光への影響については示しておりません。なお、今後、関係地域の皆様や各関係機関と協議の上、地元地域のご要望を把握した上で、地域貢献の具体案を作成したいと考えています。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
6	<p>・自然災害について</p> <p>平成元年には 300 mmを超える雨量によって、小川町及び平地区では大水害の経験をしております。いわき市のハザードマップでも危険性を明らかにしていましたが、それ以上の危険が予知されるとして小川町ハザードマップは改定されたところです。平地区ハザードマップは改定作業中です。</p> <p>事実、今回の台風 19 号では小川地区から平地区にかけて大水害が発生しました。大規模な自然破壊を伴い異常気象・大雨による洪水・土石流の不安が解消されません、心配です。</p>	<p>準備書段階において、樹木の伐採や土地の改変を最小限とするよう事業計画を検討しました。また、風力発電機の設置箇所については、ボーリング調査により地盤の状況を確認のうえ、土砂災害の生じない事業計画となるよう努めます。</p> <p>その上で、今後も関係機関等との協議の結果も踏まえ、防災に配慮した設計を引き続き検討します。</p>
7	<p>・水源保護について</p> <p>水質だけでなく流量について、水源が確保されるのか、水道水等への影響、不慮の事故の対応を明らかにされていません。</p>	<p>事業の実施に伴う水源への影響については、今後の詳細設計において関係機関等との協議を行なながら、十分配慮した計画となるよう努めます。</p> <p>なお、施設稼働後に苦情等が寄せられた場合は、関係機関の指導等を踏まえ誠意を持って対応する方針です。</p>
8	<p>・有効な発電はできるのか</p> <p>自然エネルギー普及、そのためにこの地区に風力発電をお願いするのが趣旨。発電実績を公表し、自然エネルギーとしての風力発電がどの位役立つか、判断の指針を明らかにすること。電力が不足する 8 月の 13~16 時の風況と、どのくらいの温室ガス削減になるのか公表すること。</p>	<p>本事業による発電実績については、弊社の経営に関わる重要事項となるため、公表は差し控えさせていただきたいと考えます。また、風況データについても、発電事業に関わる重要な事項となるため、公表は差し控えさせていただきたいと考えます。なお、温室効果ガス（二酸化炭素）削減量について、東京電力の 2018 年度速報値では 1kWhあたり 0.468kg となっています。</p>
9	<p>・安全対策について</p> <p>落雷や強風、積雪凍結等による風力発電機の破損・倒壊事故が発生しており、近年、気象変動による土砂災害が増加する傾向にあることから、安全対策や万が一事故が発生した場合の復旧方法を具体的に示すこと。</p>	<p>風力発電機の安全対策については、今後の詳細設計の段階において、環境影響評価手続終了後に行う経済産業省の工事計画認可手続に基づき設計していきます。また、供用後は定期的な巡回点検等により機器の性能維持に努めますが、具体的な復旧方法についても今後の詳細設計の段階において検討します。</p>
10	<p>・管理会社について</p> <p>維持管理会社の倒産もあり得、そのリスク対応。故障、事故等で使用できない場合や風力発電耐用年数 20 年経過後、撤去・現状復帰、山林復元、責任の明文化を求めます。</p>	<p>風力発電所の安全対策については、別途経済産業省の定める各種基準を満足する施設設計とします。また、定期的な巡回及び必要に応じた設備点検を行うことにより、風力発電機の安全対策を講じます。</p> <p>また、社会情勢の変化等により 20 年経過後に撤去する場合は、地上部の風力発電機を解体・撤去し、緑化等の復旧を実施いたします。</p> <p>風力発電機の耐用年数である 20 年を経過した後の計画についての詳細は未定ですが、撤去時は原則、現状復帰を図る計画です。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
11	<p>・総合的な意見</p> <p>事業者の説明は「問題なし、問題あれば検討します。」のあいまいな表現は「善処してくれる」と誤解を与えて納得させており、不安の解消はされていません。</p> <p>地元へのメリットは全くなく、我慢と犠牲が強いられ、事業終了の20年後、残るのは廃物となった施設と自然破壊のみとなる可能性が極めて大きい。</p> <p>福島県の集計でも登山など自然を体感できる地域を訪れる観光客は増加しており、この計画は「山の資源を生かし観光交流人口を増やそう」と努力しているいわき市の施策とも矛盾するものです。水道水源保護地域となっており、この地域に風力発電は建設すべきではありません。</p>	<p>地元企業の活用、雇用の創出のほか、関係自治体との協議等を通して地域活性化に努めます。</p> <p>事業の実施に伴う水源保護地域への影響については、今後の詳細設計において関係機関等との協議を行いながら、十分配慮した計画となるよう努めます。</p> <p>また、地域の観光施策についても、関係自治体との協議を行いながら、十分配慮した計画となるよう努めます。</p>

#### 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書6）

福島県いわき市在住 F 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
12	<p>芯棒の耐用年数が20年しかないと聞きさもありなん。今年も50年来とやらの災害が頻発し、ますます気候変動が激しくなるというのに、今の試算で耐えられるのか？千葉での災害をもって知るべしで、その際は莫大な災害が発生するのではないか？海外に頼らず、太陽光発電を日本の技術をもって発展させ、日本の電力は水力と太陽光に当面頼るしかないと思う。そして補助金を増し、可能な家庭に自家発電を促す。福島は3.11で計り知れぬ損害を被りました。この上まだ環境破壊をし、住民を苦しめようとするのでしょうか？</p>	<p>供用年数の20年は安全率を見込んだ期間であり、適切な維持管理を継続することにより長寿命化が可能です。</p> <p>弊社では、風力発電事業等の再生可能エネルギーの導入をとおし、気候変動の要因として考えられている地球温暖化対策に取り組んでおります。</p> <p>また、太陽光発電の重要性はご指摘のとおりであり、弊社では富岡町の「富岡復興メガソーラー・SAKURA」をはじめ東北地方各地で太陽光発電事業を行っております。</p> <p>さらに、環境影響評価手続きをとおし、関係自治体やみなさまからのご意見をいただきながら、環境に十分に配慮して事業を進めます。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書7）

福島県いわき市在住 G 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用道路の作設について 風力発電機組立ヤードの切土量は、盛土量に比べて 89,210 m<sup>2</sup>多くなっています。余った分は工事用道路の盛土として利用し、残土量は発生しないとされています。 そのためでどうか、工事用道路幅員(5,000 分 1 の平面図)が 20m を越す箇所が多くあり、50m を越す箇所も見られます。環境影響評価準備書(要約書)46 ページには、幅員は 5m として計画されています。このことについて、9月 18 日の説明会で質問したところ、工事用道路の盛土が多いのは、設計上勾配を小さくするためとの会社の説明でした。稜線のほぼ真ん中に、延長約 13 キロの道路がこのような規模で作設することに大きなリスクを感じます。 道路法面については、土砂流失対策を行うと説明されています。しかし、地表面を剥ぎ取られた箇所は、雨水の保水機能が低下して一気に雨水は下流域に流入します。土砂流失対策をしても、雨水が林内を流れる早さは工事前より増すことは確実です。会社側は科学的に安全の根拠を示してください。</li> </ul>	<p>準備書段階において、樹木の伐採や土地の改変を最小限とするよう事業計画を検討しました。</p> <p>また、事業の実施に伴う河川への影響については、今後の詳細設計において関係機関等との協議を行いながら、十分配慮した計画となるよう努めます。</p>
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>江田川上流部に建設する発電機について 江田川上流部には、3号機・4号機が建設されるようです。すでに、コスマモエコパワーは 10 基の建設を予定しています。 江田川下流域には、県内有数の渓谷美を誇る背戸峨廊があります。渓谷で、滝も多いことから流れが早く、今まで何度も水害、土砂災害が発生し入山禁止になっています。 経済産業省は平成 30 年 3 月 9 日付け 20170912 保第 16 号、経済産業大臣名で、JR 東日本エネルギー開発株式会社 代表取締役社長宛に次のような勧告をしています。「対象事業実施区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が環境影響評価手続中であることから、本事業との累積的影響が懸念されるため、環境影響評価図書等の公開、情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的環境影響について適切な予測及び評価を行うこと」としています。 この渓谷の上流部に、2 業者で 12 基が建設されることになります。2 社は協働して、累積的な影響について適切に予測及び評価を行ったのですか。本当に心配しています。</li> </ul>	<p>工事の実施にともなって発生する濁水は、準備書において河川に流れ込むことはないと予測されたため、（仮称）阿武隈南部風力発電事業との累積的な影響の予測・評価は行っていません。なお、事業の実施に伴う河川への影響については、今後の詳細設計において関係機関等との協議を行いながら、十分配慮した計画となるよう努めます。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電機組立ヤードについて 組立ヤードの改変面積は、環境影響評価準備書(要約書)10ページに約11.3haと記載されています。1基平均0.7haにもなります。組立ヤードは緑化する計画になっています。広く伐開され、標高も高く、冬季の強風と表土を剥がれた環境で植生は全面的に回復するのでしょうか。</li> </ul>	緑化の施工にあたっては、当該地域の気象条件や地形を考慮しながら、今後の詳細設計において関係機関等との協議を踏まえて適切に実施します。
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存林道の活用について ブレード等の超大型機材の運搬については、既存林道を活用して尾根上へ運搬することとしています。既存の林道規格は、そのような運搬を想定しないで作設されていると思います。今後、幅員の拡幅や、支障となる立木伐採も必要となると思いますが準備書には明確に示していません。改変面積も変わらると思うのですが。丁寧な説明をお願いします。</li> </ul>	<p>準備書段階において、樹木の伐採や土地の改変を最小限とするよう事業計画を検討しました。その上で、幅員の拡幅や立木伐採も最小限となるような搬入経路を準備書に示しています。</p> <p>今後の詳細設計において関係機関等との協議を行いながら、十分配慮した計画となるよう努めます。</p>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の進め方について 発電機建設は、複数箇所で同時にを行うのでしょうか。それとも1基ごとに建設するのでしょうか。豪雨等による災害の危険を考慮した施工が必要だと思います。具体的に説明して下さい。</li> </ul>	<p>風力発電機の建設にあたっては、複数基を同時に組み立てる計画としています。</p> <p>今後の詳細設計においても、樹木の伐採や土地の改変が最小限となるよう努め、緑化や土砂流出防止対策等も関係機関等との協議を行なながら防災に配慮した設計をいたします。</p>
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏井川の水害について 平成元年、小川町は台風被害により夏井川の堤防が決壊し大きな被害を受けました。夏井川は、川前・小川・赤井・平窪・平市街地を流れ、平窪には浄水場も設置され市民に飲料水を供給しています。 いわき市が作成したハザードマップ(防災マップ)には、夏井川の堤防が決壊した場合の洪水・浸水想定区域が示されています。この事業で森林環境が変わり、水源涵養機能が低下します。林内を下る水流の早さ、河川に流入する時間等を推定し、現状と比較し心配しなくてもいいのか、納得できる説明をして下さい。</li> </ul>	<p>準備書段階において、樹木の伐採や土地の改変を最小限とするよう事業計画を検討しました。また、風力発電機の設置箇所については、ボーリング調査により地盤の状況を確認のうえ、土砂災害の生じない事業計画となるよう努めます。</p> <p>その上で、今後も関係機関等との協議の結果も踏まえ、防災に配慮した設計を引き続き検討します。</p>
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共用送電線の設置について 風力発電機から連携変電設備までの送電線は工事用、管理用道路の地中に埋設又は架空により敷設するとしています。工事用、管理用道路敷地内ですべて対応できるのですか。改変しなくてもよいのですか。お伺いします。</li> </ul>	風力発電機から連携変電設備までの送電線は、工事用・管理用道路敷地内に含める計画としており、送電線のための改変は行わない計画です。

No.	意見の概要	事業者の見解
20	<p>・全般について</p> <p>阿武隈山地、諸説はありますが、南は茨城県八溝山系から北は宮城県亘理町までの南北 200 キロ東西 50~60 キロ、山また山の緑が連なっています。山頂には、祠が祭られているところもあり、古くからの山岳信仰、自然への畏敬が偲ばれます。阿武隈山地は、見上げるほどの高峰がなく、そのため林業が盛んで住民の生活と密接に結びついた山と言えます。</p> <p>そこに、いわき市から南相馬市まで約 300 基の風力発電事業、いわき市にも、その内の 150 基程度が建設予定されています。古来から受け継いだ貴重な自然、山岳信仰、伝統行事、自然と山を愛する人々の心の拠り所、そんな地域が大きく傷つくでしょう。この計画を策定するとき、地域の生活者への思い、過去の災害・水害、地域の歴史・伝統、自然・景観のダメージ等総合的に勘案したのでしょうか。地図上の等高線の間隔の広い、白が目立つ場所を選定したように思えるのですが。</p> <p>この計画の最も心配しているところは、累積的環境の影響があまりにも大きいことです。本事業に隣接して、阿武隈南部、川内鬼太郎山、福島黒佛木風力発電事業が計画されています。建設してはいけない区域、建設可能な区域を設定し、地域住民(立地住民だけでなく、下流域に生活する住民も含めて)の合意に基づいて慎重にすすめ、将来悔恨を残さないよう強く求めます。</p> <p>この計画はもう一度見直して下さい。</p>	<p>準備書では周辺の風力発電事業についても示し、それらとの累積的影響についても予測・評価を実施しています。</p> <p>また、準備書手続において、(仮称) 阿武隈南部風力発電事業と本事業との累積的な影響について予測評価を実施しており、累積的影響が一定程度あると考えられた地域を対象事業実施区域から除外しました。なお、周辺他事業者とは、事業工程等に係る協議や情報交換等を行っており、今後も継続して実施いたします。</p> <p>さらに、環境影響評価手続きを通じて、関係自治体やみなさまからのご意見をいただきながら、環境に十分に配慮して事業を進めます。</p>
21	<p>10月12日～13日かけての台風19号により、ここ、いわき市も甚大な被害を受けました。</p> <p>夏井川下流域の小川、赤井、平窪等では夏井川の決壊、越水、バックウォーター現象により、多くの家屋が浸水し、田・畠も冠水し湖状態になりました。犠牲者も数名でてしましました。平窪にある平浄水場も機械設備が水没し、現在(10月16日現在)も市内 45,000 世帯が断水しています。被災地の周辺の空き地には被災ゴミが、何ヶ所も積み重ねられ、周辺の道路は渋滞が続いている。地球温暖化によりこれからも、今まで経験しなかった事象が発生するでしょう。</p> <p>どうか、この大規模な風力発電事業についてはもう一度見直して下さい。貴社だけでなく、他事業者も含め真剣に検討してください。</p>	<p>準備書段階において、樹木の伐採や土地の改変を最小限とするよう事業計画を検討しました。今後も関係機関等との協議を行い、その結果も踏まえて防災に配慮した設計をいたします。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書8）

福島県福島市在住 H 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
22	<p>本風力発電事業の計画・実施にあたっては、自然環境保全はもとより、景観保護、防災、放射線防護（放射性物質）等の見地から綿密な調査と慎重な検討が必要であります。とりわけ、今般の台風19号災害の現状を踏まえ、また、地球温暖化が主要因とみられる同規模以上の大型台風の再来を念頭に保安林等の森林保全を最優先とともに、「土石流」「異常出水」等の災害予測の検討が不可欠であります。具体的には、事業実施区域南部に位置する夏井川（背戸峨廊）への影響が大きい本事業における降雨条件について、濁水予測に適用した「63mm/h」は過小な数値と言わざるをえません。台風19号の隣接する川内村の降雨記録は48時間雨量で400mmを上回っております。また、改変箇所は稜線部と最も脆弱な場所であり、地質調査なしに基礎構造物の仕様を決定することは不可能であり、現時点における沈砂池等、保全措置の有効性と、その評価結果には疑念を感じます。また、沈砂池の定期的な浚渫や放射線対策として行うタイヤ洗浄に使用する水の調達先や除去した汚染土、浚渫土の処理方法について具体的な内容に触れておりません。加えて、最大14000Bq/kgに至った放射性物質濃度の高いリター層、表層土の保全措置についても飛散、流出防止が放射線防護の基本であり、覆土作業手順について明確にすべきです。</p> <p>さらに、以上の懸念並びに事業効率性を考慮した場合、夏井川に最も近接する風力発電機 No.1、No.2 については中止とすべきです。</p>	<p>風力発電機の設置箇所については、ボーリング調査により地盤の状況を確認のうえ、土砂災害の生じない事業計画となるよう努めます。</p> <p>また、工事の実施にあたっては、事業地内の空間線量率の測定をいたします。放射性物質濃度の測定については、今後の測量及び立木調査等の結果を踏まえ、環境省、福島県廃棄物関係所管部局等の関係機関との協議により適切に実施します。</p> <p>なお、本事業の実施により土地の改変がともなう場所については、表層部は現状より汚染濃度の低い土壤又はコンクリート等によって覆われることから、空間線量率及び表層土壤中の放射性物質濃度は現状より低下すると考えます。</p> <p>今後も関係機関等との協議の結果を踏まえ、樹木の伐採や土地の改変を最小限となるよう引き続き検討いたします。</p>

## (2) 騒音及び超低周波音

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 5）

福島県いわき市在住 E 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>超低周波・低周波・騒音による被害対応について</li> </ul> <p>環境庁が発表した「風力発電施設から発生する騒音手法に関する指針」では「健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」とされていますが、超低周波・騒音等の参考値は安全値ではありません。</p> <p>3 kmより遠くの住民にも被害をもたらしている。3 km以内には建設すべきでない。発電機から 500m 以内、1 km内、2 km以内、3 km以内の人家戸数を明らかにし、被害が発生した場合の運転停止を含め、速やかな対応約束すること。</p>	<p>風力発電機から発生する騒音及び低周波音については、本準備書において平成 29 年 5 月に環境省より示された「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を参照するなど、最新の科学的知見をいち早く取り込んで影響評価を実施しています。その上で、事業の実施にあたり、周辺住民の生活環境への影響が明らかとなった場合は、関係機関の指導等を踏まえ誠意を持って対応する方針です。</p>

## (3) 水質（水の濁り）

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 7）

福島県いわき市在住 G 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>沈砂池の設置について</li> </ul> <p>沈砂池の降雨条件は、川前地域気象観測所における観測史上最大の 1 時間降水量 63 ミリとしています。地球温暖化によるゲリラ豪雨が各地で発生する今、降雨条件をもっと厳しくすべきだと思います。</p> <p>沈砂池の集水域面積は、0.56ha～1.27ha となっています。最小と最大で約 2 倍の差があります。しかし、沈砂地面積は 16 基すべて 20 m<sup>2</sup> となっています。環境影響の質にバラつきがあるのでありませんか。</p>	<p>沈砂池の面積は、いずれも 20 m<sup>2</sup> となるよう計画しています。その上で、集水域面積に関わらず濁水は河川に流れ込むことはないと予測されており、適切に環境保全措置を実施することから、事業者の実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと考えております。</p>

#### (4) 風車の影

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 5）

福島県いわき市在住 E 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
25	・風力発電の影について 不快感を覚えることが懸念されるが、具体的に説明すること。	風車の影とは、晴天時に風力発電設備の運転に伴い、ブレードの影が回転して地上部に明暗が生じる現象を指します。住宅等がこの風車の影の範囲に入っている場合、この影の明暗により住民が不快感を覚えることが懸念されることから、適切に調査及び予測、評価を行っています。本準備書における予測・評価の結果、風車の影による影響は極めて小さいと評価しています。

#### (5) 動物・植物・生態系

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 5）

福島県いわき市在住 E 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
26	・野生動物・家畜への影響 原発事故以来イノシシが増えている。イノシシが風力発電により凶暴化し人的被害もあるとの報告もあります野生動物・家畜への影響を明らかにすること。	風力発電機が牛の放牧場や養鶏場の近くに設置されている事例はあり、野生のイノシシ等が生息する環境にも多く立地しておりますが、これまでに風力発電機が近隣することで生息する動物が凶暴化したとの因果関係が確認できる研究事例はありません。 また、造成する林道は北側に位置する県道 36 号との接続のみであり、対象事業実施区域周辺の民家や田畠への接続はありません。なお、害獣であるイノシシは近年増加傾向にあり、駆除が追いついていないのが現状です。 今後、文献等の収集に努め、ご指摘のような事例と風力発電機との関連性を確認していきます。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書9）

埼玉県さいたま市在住 I 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
27	欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。	原則としていただいた意見書の全文を記載しています。
28	国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。	「サーチライトによる確認調査」は、ハープトラップやかすみ網の設置が困難な環境において、補足的にコウモリの飛翔状況を把握するために行ってています。
29	このことを踏まえて環境保全の見地から、本準備書に対して以下の通り意見を述べる。なお、本意見は要約しないこと。	バットディテクターの探知可能距離を踏まえると、10m、30m、50mでそれぞれ録音したファイルには、重複したデータが含まれている可能性は認識しています。本調査は、各高度帯での活動量の把握を目的として実施したものであり、どの高度帯がコウモリ類の利用頻度が高いかについて考察しました。なお、図の表現については、評価書において訂正します。
30	p. 664 の BD2 の表で、50m の 10~15kHz が 661 回で、これは p. 666 の図 10.1.9-6 の 5/14 前後の記録（約 520 回）が大部分を占めていると推測される。国内で 10~15kHz の超音波音声を発するコウモリ類はヤマコウモリおよびオヒキコウモリが含まれ両種とも環境省レッド種である。このデータを信頼すれば当該地域は 5 月中旬がヤマコウモリおよびオヒキコウモリの移動ルートとなっており、その飛翔高度はブレード回転域であると予測できる。この結果について専門家からの意見はないのか。また、この結果を反映しないで予測評価を行った理由を述べること。周波数帯における種同定方法は確立されていないが、専門的知識があれば理解できるはずである。	準備書 p861 の表 10.1.9-100 に記載のとおり、35kHz 以下の周波数帯では、50m の高さにおいて音声データが多く録音されたことから、ブレード回転域相当の高度を飛翔するコウモリ類が多く存在すると考えられることは把握しており、専門家からも 5 月中旬に渡りの移動ルートとなっている可能性は指摘されています。その上で、本事業により設置される風力発電機の間隔は十分に確保されていること、環境保全措置として夜間照明を行わないことにより餌動物の誘引を低減することとしていることから、ブレード・タワー等へ接近・接触の可能性は低く、影響は小さいと考えています。ただし、本予測は不確実性の程度が大きいと考えられたため、事後調査を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合、必要に応じて適切な措置を講じることとします。

No.	意見の概要	事業者の見解
31	p. 669 には風速別の録音ファイル数が示されており、4m/s をピークに約 10m/s までの一山型の出現が読み取れる。また 30m および 50m 高はブレード回転域または風圧の変化が予想される高さであることから、低減措置として少なくとも 4m/s 以下はフェザリングを行うべきである。専門家および委託事業者はこのグラフデータの意味を理解できているのか。何のために現地調査・解析を行ったか事業者は理解すべきである。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違いなど、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。
32	p. 842 の「走光性昆虫」とはどのような性質を表すものか。「正の走光性」ではないのか。また、不備であるがコウモリ類の調査を行ったにもかかわらず、p. 842 の「施設の稼働」におけるコウモリ類の環境保全措置を、この程度（ライトアップしない）しか導くことができないことは、調査・解析自体が無駄であったことを事業者は理解すべきである。	「走光性昆虫」は「正の走光性」を持つ昆虫類を指しています。また、施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違いなど、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとします。
33	p. 861 の予測結果は元データが整理されておらず、その意味も理解できていないため破綻している。さらに「風力発電機の間隔は十分に確保されていること」の「十分な間隔」について、バットストライクが起こっていない他事業等の具体的距離を示し、客観的な根拠を示すこと。	本事業で計画している風力発電機の間隔は、飛翔個体の障壁として働く可能性は小さいと考えられることから、「タワー・ブレード等への接近・接触」の影響は小さいと予測しています。 なお、コウモリ類に対する予測結果は、不確実性を伴いますが、風力発電事業において、施設稼働後の実際の環境影響の有無及びその程度については、十分な知見が得られていないことから、環境保全措置を講じるもの、事後調査を実施し、必要に応じて追加的な措置を検討することとします。
34	事後調査はコウモリ類の学術的知識および技術的経験がある別の専門家に助言等を求める必要がある。	事後調査は、コウモリ類以外にも鳥類の重要な種が対象として死骸調査を予定しています。これまでにヒアリングを実施した専門家については、個人情報保護の観点から公表は控えさせて頂きますが、鳥類だけでなく哺乳類を含む野生生物について、また死骸調査についても豊富な知識と経験をお持ちであり、ヒアリングの対象者として適切であると考えています。

## (6) 景観

### 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 5）

福島県いわき市在住 E 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
35	<p>・景観、自然との触れ合いの場について      「住民の生活領域における各風力発電機の垂直見込角ができるだけ、2度を超えることのないように、風力発電機の配置を計画すること」とされていますがここで言っている垂直見込角は鉄塔の基準です。鉄塔と風力発電機では見え方が大きく違います。</p> <p>茨木県「自然公園における風力発電施設の新築および増設に関わる許可措置命令指導指針」における「視野角1度未満」「視野占有率0.02%未満」を準用すべきです。</p> <p>「屹兎屋山から二ツ箭山にかけての山域」は広く県内外の市民に親しまれている風光明媚な登山コースです。特に、二ツ箭山はいわき市第一の人気コースであり、ここからの景観が風力発電一色になってしまいます。</p> <p>景勝地背戸峨廊の源流地が大規模に伐採されることになり、景勝地が保全されるのかが疑問です。この山域への大規模風力発電設置は断固反対です。</p>	<p>施設駐車場や御所平集落手前からは、同じ程度の標高に同じ程度の間隔で風力発電機の並ぶ様子が視認でき、整然とした印象を与えるものと考えます。</p> <p>また、貝ノ坂集落からは、風力発電機に近接して山や樹林が大きく視野を占め、風力発電機の占める割合は相対的に小さくなるため、影響も小さくなるものと考えます。なお、貝ノ坂集落の住民の方々には戸別訪問により景観を含めて説明させていただいており、事業へのご理解をいただくよう努めております。</p>

### 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 7）

福島県いわき市在住 G 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
36	<p>・累積的眺望について      (仮称)阿武隈南部風力発電の二ツ箭山からの眺望で、20機程視認(予測結果)されます。本事業では、6機が視認されると予測しています。また、鬼ヶ城山からは、15基が視認されると予測されています。本事業の北側には(仮称)福島黒佛木ウインドファーム事業が計画され、視認される数が増える可能性があります。</p> <p>本評価では、「垂直見込角が1度未満の発電機もある。本事業よりも距離が大きく離れている。同一視野に入らない。」と評価しています。この、評価については、納得できません。</p>	<p>施設駐車場や御所平集落手前からは、同じ程度の標高に同じ程度の間隔で風力発電機の並ぶ様子が視認でき、整然とした印象を与えるものと考えます。</p> <p>また、貝ノ坂集落からは、風力発電機に近接して山や樹林が大きく視野を占め、風力発電機の占める割合は相対的に小さくなるため、影響も小さくなるものと考えます。なお、貝ノ坂集落の住民の方々には戸別訪問により景観を含めて説明させていただいており、事業へのご理解をいただくよう努めております。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 10）

福島県いわき市在住 J 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
37	貴重な自然である背戸峨廊渓谷。鹿又川渓谷の保全のため、上流部の風車開発はやめて下さい。多くの入山者のある背戸峨廊ハイキングコースの荒廃を現地で確認下さい。これ以上の荒廃はやめて下さい。	<p>施設駐車場や御所平集落手前からは、同じ程度の標高に同じ程度の間隔で風力発電機の並ぶ様子が視認でき、整然とした印象を与えるものと考えます。</p> <p>また、貝ノ坂集落からは、風力発電機に近接して山や樹林が大きく視野を占め、風力発電機の占める割合は相対的に小さくなるため、影響も小さくなるものと考えます。なお、貝ノ坂集落の住民の方々には戸別訪問により景観を含めて説明させていただいており、事業へのご理解をいただくよう努めています。</p>

(7) 放射線の量

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 4）

福島県いわき市在住 D 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
38	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射能について 放射性物質濃度(表層土壤)は8,000Bq/kgを下回っているとの説明だが、リター層は14,000Bq/kg、SL-03となっている。天地返しで放射能は拡散しないということだが工事中の天候などで大丈夫なのかと心配している。9/18の説明会で樹木の伐採後チップにして敷くとのことだが、放射能は現在測定していない。工事前測定との解答でよく理解できない。更に検討して下さい。</li> </ul>	<p>放射性物質濃度の測定については、今後の測量及び立木調査等の結果を踏まえ、環境省、福島県廃棄物関係所管部局等の関係機関との協議により適切に実施します。</p> <p>なお、本事業の実施により土地の改変がともなう場所については、表層部は現状より汚染濃度の低い土壤又はコンクリート等によって覆われることから、空間線量率及び表層土壤中の放射性物質濃度は現状より低下すると考えます。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 7）

福島県いわき市在住 G 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
39	<p>発電機建設に近接する志田名集落は、福島第1原発の事故により放射線量のホットスポットとなり、大規模な除染と住民が一時避難しました。</p> <p>建設予定地は除染は実施していないと思います。8,000 ベクレル以上の伐採木・土壤の処理について、9月18日の説明会での質問に「線量の高い地域はあると思う。安全作業が必要だ。具体的にはまだ決まっていない。土壤の天地返し、伐採木の処理等行政機関の指導の下に実施していくと。」回答しています。次回の説明会で具体的に説明して下さい。</p>	<p>工事の実施にあたっては、事業地内の空間線量率の測定をいたします。放射性物質濃度の測定については、今後の測量及び立木調査等の結果を踏まえ、環境省、福島県廃棄物関係所管部局等の関係機関との協議により適切に実施します。</p> <p>なお、本事業の実施により土地の改変がともなう場所については、表層部は現状より汚染濃度の低い土壤又はコンクリート等によって覆われることから、空間線量率及び表層土壤中の放射性物質濃度は現状より低下すると考えます。</p> <p>今後も関係機関等との協議の結果を踏まえ、樹木の伐採や土地の改変を最小限となるよう引き続き検討いたします。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 11）

福島県いわき市在住 K 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
40	<p>心配な点は、水質量のこと、放射能のことです。9/18 の小川公民館の住民説明会に出席しましたが、切実な住民の心配懸念に對して「行政の基準内でやっている」という答えがほとんどで、行政の基準に従っていれば後で事がおこっても責任はないということで、事業の主体として責任をもって住民の心配に答えるという姿勢がみられなかった。この姿勢は、原発事故をおこした東電に通じるもので、根本的に不信感をもちました。ごく最近の中国地方や千葉県での被害などを見れば、従来の想定を超える災害がおきているのが実情で、大規模に保安林などをくずす工事に住民が不安を感じるのは当然のことです。「行政の基準」にしたがっているのではなく、謙虚な姿勢で検討しなおすことを求めます。かなり高い放射線量がある中で、土や木を動かし、どんな影響ができるかもとても不安です。</p>	<p>工事の実施にあたっては、事業地内の空間線量率の測定をいたします。放射性物質濃度の測定については、今後の測量及び立木調査等の結果を踏まえ、環境省、福島県庁廃棄物関係所管部局等の関係機関との協議により適切に実施します。</p> <p>なお、本事業の実施により土地の改変がともなう場所については、表層部は現状より汚染濃度の低い土壤又はコンクリート等によって覆われることから、空間線量率及び表層土壤中の放射性物質濃度は現状より低下すると考えます。また、工事の実施にともなって発生する濁水について、準備書における水質の予測・評価結果より、濁水が河川に流れ込むことはないため、河川の水質及び底質中の放射性物質濃度が現状より高くなることはないものと考えています。</p> <p>今後も関係機関等との協議の結果を踏まえ、樹木の伐採や土地の改変を最小限となるよう引き続き検討いたします。</p>

## 2. その他の意見

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 5）

福島県いわき市在住 E 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
41	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦覧、説明会について            (仮称)神楽山風力発電の環境影響評価準備書の縦覧がされました。しかし、私たちのような一般人が、この膨大な資料を読み解くことは困難です。電子縦覧もされているが期間を過ぎるとみることができません。電子縦覧は時間が過ぎても見られるようになります。            住民の不安を解消するのが対話であり、情報公開です。説明会では住民の知りたいことに充分に答えること。</li> </ul>	電子縦覧における閲覧期間の制約については著作権の関係上、データの改ざん等、図書の流用、乱用を防ぐ目的から行っています。また、住民説明会においては、可能な範囲でみなさまからのご質問にお答えするよう努めました。
42	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合的な影響について            個々の事業の環境評価影響だけでなく、隣接して(仮称)阿武隈南部風力発電事業との複合的な影響を明らかにし、業者間で調整すること。</li> </ul>	準備書手続において、(仮称)阿武隈南部風力発電事業と本事業との累積的な影響について予測評価を実施しており、累積的影響が一定程度あると考えられた地域を対象事業実施区域から除外しました。また、周辺他事業者とは、事業工程等に係る協議や情報交換等を行っており、今後も継続して実施いたします。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 11）

福島県いわき市在住 K 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
43	計画書が個別事業所だけを記してある。風力発電の全体像が不明です。環境影響は全体像を示さないと判断できない。説明会の開催が一部地域だけ。もっと対象地域を広げて説明会を開くべき。専門家を集め公開検討会を開くべき。	準備書では周辺の風力発電事業についても示し、それらとの累積的影響についても予測・評価を実施しています。説明会はいわき市及び川内村の計 7 カ所で広く実施いたしました。また、環境影響評価手続きにおいては、専門家による福島県環境影響評価審査会及び経済産業省環境審査顧問会が公開で実施されています。

## ○日刊新聞紙における公告

福島民友新聞社・福島民報新聞社（令和元年9月3日（火））

## お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)神楽山風力発電事業環境影響評価準備書」を検討し、説明会を開催いたします。

- 一、事業者の名称  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地  
二、対象事業の名称  
発電所の原動力の種類  
発電所の規模  
三、対象事業実施区域

JR東日本エネルギー開発株式会社  
代表取締役社長 中島 等  
東京都港区新橋三丁目三番十四号（仮称）神楽山風力発電事業  
風力（陸上）  
最大発電出力六万八千人百キロワット福島県いわき市北部の神楽山から  
川内村との境界を含む山地上四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
福島県いわき市双葉郡川内村猪葉町、広野町、  
福島県いわき市生活環境部環境共生課（西庁舎八階）、  
いわき市役所本庁舎附市民口ヒビ、  
いわき市役所小川支所、  
いわき市役所小川前支所、  
川内村役場懇親課、  
猪葉町役場くらし安全対策課、  
広野町役場復興企画課五、検討の場所  
福島県いわき市生活環境部環境共生課（西庁舎八階）、  
いわき市役所本庁舎附市民口ヒビ、  
いわき市役所小川支所、  
川内村役場懇親課、  
猪葉町役場くらし安全対策課、  
広野町役場復興企画課

## 検討の期間

令和元年九月三日（火）から  
令和元年十月三日（木）まで午前八時半から午後五時十五分まで  
(土・日・祝日を除く)令和元年十月三日（木）午後五時まで  
<http://www.jr-energy.jeigroup.net/>（令和元年九月三日（火）午前十時から  
令和元年十月三日（木）午後五時まで）午前八時半から午後五時十五分まで  
(土・日・祝日を除く)令和元年十月三日（木）午後五時まで  
（令和元年九月三日（火）午前十時から  
令和元年十月三日（木）午後五時まで）JR東日本エネルギー開発株式会社  
〒105-0004

東京都港区新橋三丁目三番十四号田村ビル九階

電話 03-3161-0607

午前十時から午後五時まで（担当）企画管理部 広報担当

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報かわうち 9月号（令和元年 9月 1日発行）

お知らせ

## 環境影響評価書の縦覧

福島県において、福島復興風力合同会社が計画している「(仮称) 阿武隈風力発電事業 環境影響評価書」を縦覧します。

■縦覧期間 令和元年 9月10日（火）～10月9日（水）

■縦覧場所 川内村役場総務課

■問合せ 福島復興風力合同会社 担当 中渡瀬

☎ 03-6441-3950



## 神楽山風力事業（いわき市北部） 説明会開催について

JR東日本エネルギー開発株式会社では、いわき市の神楽山付近（大津辺山南側）において風力発電事業の計画をしております。すでに第一回の説明会を平成29年9月に開催しましたが、その後の進捗状況や風力の位置がほぼ確定したことからより詳細な事業説明を次のとおり開催いたします。

住民の皆様におかれましては、お忙しいところ恐縮ですが、ご出席の程よろしくお願い申し上げます。

■日 時 9月10日（火）午後6時30分より

■場 所 川内村手古岡集会所

■問合せ JR東日本エネルギー開発株式会社

事業開発部 松井、大塚、畠

☎ 03-6206-6076



## ○インターネットによる「お知らせ」

## (福島県のウェブサイト)

福島県  
Prefecture of Fukushima  
未来のまち  
はじめのまち  
Foreign Language English Chinese Japanese English  
Future Town Fukushima  
サイトマップ

文字の大きさ 大きい 標準 色を変える 白 Google Custom Search 検索  
検索でさがす カレンダーでさがす

くらし・環境 災防・復興 防災・安全 子育て・医療・福祉 観光・文化・教育 しごと・産業 県政情報

現在地: 首都圏 > 分類でさがす > くらし・環境 > 自然・環境 > 環境影響評価審査件 > 建設影響評価審査件 > (仮称)神楽山風力発電事業

### 環境影響評価実施案件

#### (仮称)神楽山風力発電事業

更新情報

令和元年9月3日、環境影響評価準備書の公告、概要が開始されました。

事業の名称	(仮称)神楽山風力発電事業	
事業者	JR東日本エスレギー開発株式会社	
事業の種類	風力発電所設置事業	
事業の実施区域	いわき市北部の神楽山から川内村との境界を含む山稜上	
事業の規模	出力	68,800kW (定格出力4, 300kWの風力発電機を16基設置)
関係地域(※)	いわき市、双葉郡川内村、楢葉町、広野町	
配慮箇	※ (仮称)福島可燃風力を電気供給を引き	
方活用	説明会の開催	公告日 平成29年9月13日 審査期間 平成29年9月13日～平成29年10月16日 意見書提出期間 平成29年9月13日～平成29年10月31日 審査場所 福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎八階)、いわき市役所本庁舎一階市民ロビー、いわき市役所小川支所、いわき市役所川前支所、川内村役場経路、楢葉町役場くらし安全対策課、広野町役場復興企画課
		1. 平成29年9月20日 午後7時から午後8時30分まで 手古岡農会所(川内村下川内字手古岡23-1) 2. 平成29年9月26日 午後7時30分から午後8時まで 小川公民館(いわき市小川町上小川字下丁門44-2) 3. 平成29年9月29日 午後7時から午後8時30分まで 高部集会所(いわき市川前町下橋赤字高部26-1) 4. 平成29年9月30日 午後7時30分から午後8時まで 戸渡集会所(いわき市小川町上小川字戸芦瀬40-1) 5. 平成29年9月30日 午後7時30分から午後8時まで 立田・牛小川集会所(いわき市小川町上小川山神前23-3) 6. 平成29年9月30日 午後6時30分から午後8時まで 外門集会所(いわき市川前町前字外門53) 7. 平成29年10月1日 午後6時30分から午後8時まで 志田名集会所(いわき市川前町下橋赤字77-4)
	意見数	9通
	福島県環境影響評価審査会	開催日 平成29年10月12日 (事業者説明会) <a href="#">議事録</a> [PDFファイル/211KB] 平成30年1月19日 (知事意見に係る答申審議) <a href="#">議事録</a> [PDFファイル/213KB]
	知事意見	通知日 平成30年1月31日 <a href="#">本文</a> [PDFファイル/306KB]
準備書	説明会の開催	公告日 令和元年9月3日 審査期間 令和元年9月3日～令和元年10月3日 事業者ホームページ <a href="http://www.jre-energy.jp/000209_02_02/">http://www.jre-energy.jp/000209_02_02/</a> 意見書提出期間 令和元年9月3日～令和元年10月17日 審査場所 福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎8階)、いわき市役所本庁舎一階市民ロビー、いわき市役所小川支所、いわき市役所川前支所、川内村役場経路、楢葉町役場くらし安全対策課、広野町役場復興企画課
		1. 令和元年9月10日 午後6時30分から午後8時30分まで 手古岡農会所(川内村下川内字手古岡23-1) 2. 令和元年9月11日 午後7時から午後8時まで 高部集会所(いわき市川前町下橋赤字高部26-1) 3. 令和元年9月12日 午後7時から午後8時まで 志田名集会所(いわき市川前町下橋赤字77-4) 4. 令和元年9月13日 午後6時30分から午後8時30分まで 外門集会所(いわき市川前町前字外門53) 5. 令和元年9月14日 午後6時30分から午後8時30分まで 戸渡集会所(いわき市小川町上小川字戸芦瀬40-1) 6. 令和元年9月15日 午前10時から正午まで 立田・牛小川集会所(いわき市小川町上小川字山神前23-3) 7. 令和元年9月18日 午後6時30分から午後8時30分まで 小川公民館(いわき市小川町上小川字下丁門44-2)
	意見数	-
	公認会の開催	-
	福島県環境影響評価審査会	開催日 -
	知事意見	通知日 -
評価書	公告日	-
	審査期間	-
工事着手の届出		
工事完了の届出		
事後報告報告書	公告日	-
	審査期間	-
対象事業の廃止等		
備考	本事業は、「(仮称)福島可燃風力発電構想」として計画段階環境配慮書の手続きがされた後、平成29年9月11日付で一部の事業を承認したもので。	

## ○インターネットによる「お知らせ」

(いわき市のウェブサイト)

**よくあるお問い合わせ**

- ◆ トップページ > くらし・地域 > ごみ・環境 > 真生町エネルギー > 環境影響評価図書の総覧情報について (JR東日本エネルギー開発(株))
- ◆ トップページ > くらし・地域 > ごみ・環境 > 環境保護 > 環境保全計画・JIS規格について (JR東日本エネルギー開発(株))
- ◆ トップページ > くらし・地域 > 環境情報 > 小川町区 > 環境影響評価図書の総覧情報について (JR東日本エネルギー開発(株))
- ◆ トップページ > くらし・地域 > 地域情報 > 川前地区 > 環境影響評価図書の総覧情報について (JR東日本エネルギー開発(株))

**環境影響評価図書の総覧情報について (JR東日本エネルギー開発(株))**

ガイド | いわき市 | シンプル | LINE@登録 | 開きやすい番号: 15669-7305-1447 | 更新日: 2019年9月3日

**(仮称) 富樂山風力発電事業環境影響評価準備者 (JR東日本エネルギー開発(株))**

**概要期間**  
令和元年9月3日（火）～令和元年10月3日（木）  
(土・日・祝祭日を除く、午前8時30分～午後5時15分まで)

**概要場所（市内）**

- いわき市役所 本庁舎1階（平字梅本21）
- いわき市役所 小川支所（小川町高萩字下川原15-6）
- いわき市役所 川前支所（川前町川前字五林6）

**インターネットによる公表**  
[事業者ホームページはこちら](#)

**意見書の提出**  
準備書に対する環保の見地からの意見をお持ちの方は、各概要場所に設置された意見書用紙等に次の記載項目を記載のうえ、各概要場所の意見書箱に投函するか、「意見書の提出先」まで郵送してください。

**記載事項**

- 氏名及び住所（法人その他団体にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地）
- 準備書に対する環境の見地からの意見（意見の理由も含めて日本語で記載してください。）

**意見書の提出期限**  
令和元年10月17日（木）（郵送の場合当日別印有効）

**住民説明会の開催日時及び場所**

- 日時：9月10日（火）午後6時30分から午後8時30分まで  
場所：手古同集会所（川内村下川内字手古同231-1）
- 日時：9月11日（水）午後7時から午後9時まで  
場所：高部会会所（川前町下桶元字高部26-1）
- 日時：9月12日（木）午後7時から午後9時まで  
場所：志田名集会所（川前町下桶完字77-4）
- 日時：9月13日（金）午後6時30分から午後8時30分まで  
場所：外門集会所（川前町川前字外門53）
- 日時：9月14日（土）午後6時30分から午後8時30分まで  
場所：江田・牛小川集会所（小川町上小川山神前23-3）
- 日時：9月15日（日）午前10時から午前12時まで  
場所：戸渡公民館（小川町上小川字中戸渡40-1）
- 日時：9月16日（水）午後6時30分から午後8時30分まで  
場所：小川公民館（小川町上小川字下戸門44-2）

○インターネットによる「お知らせ」

(楢葉町のウェブサイト)

The screenshot shows the homepage of the Naraha Town website. At the top, there are various navigation links and settings for font size, background color, and language. Below the header, there are four main menu categories: 'くらし' (Life), 'しごと・産業' (Business/Industry), '行政情報' (Administrative Information), and '観光' (Tourism). A green banner at the top of the main content area reads: 「（仮称）神楽山風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧について. The main content below the banner includes sections for the name of the project, implementation area, display period, viewing location, submission of comments, and comment submission requirements. It also specifies that comments can be submitted until October 17th. At the bottom, there is a contact section for inquiries.

（仮称）神楽山風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧について

公開日：2019年09月03日

環境影響評価法に基づき公表します

「（仮称）神楽山風力発電事業に係る環境影響評価準備書」（以下、準備書）を環境影響評価法に基づき縦覧をします。

事業の名称

（仮称）神楽山風力発電事業

事業の実施区域

いわき市北部の神楽山から川内村との境界を含む山稜上

縦覧期間

令和元年9月3日（火）～10月3日（木）

町内縦覧場所

楢葉町役場 くらし安全対策課窓口

意見書の提出

準備書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、縦覧場所に設置された用紙に記載事項を記入の上、備え付けの意見箱に投函いただくか、郵送により期限内に提出先に提出してください。

意見書の記載事項

1. 提出者の氏名及び住所  
2. 準備書に対する環境保全の見地からの意見（理由も含めて記載してください。）

意見書の提出期限

令和元年10月17日（木）（当日消印有効）

※事業の詳細については、こちらから事業者ホームページをご覧ください。

このページに関するお問い合わせ先

JR東日本エネルギー開発株式会社  
〒105-0004  
東京都港区新橋三丁目三番四号田村町ビル九階  
TEL 03-6206-6076（午前10時～午後5時）

## ○インターネットによる「お知らせ」

(広野町のウェブサイト)

東北に春を告げるまち  
福島県 広野町



ホーム 町の紹介 くらしのガイド 農業・商業 観光情報 行政情報

文字サイズ 編小 標準 大拡大 | 検索 | サイトマップ

HOME > くらしのガイド > 生活 > 環境・衛生 > 「(仮称)神楽山風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ

**くらしのガイド**

**くらしのガイド**

**「(仮称)神楽山風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ**

更新日: 2019年9月3日

福島県いわき市川前地区にある神楽山付近での「(仮称)神楽山風力発電事業」に関して、一般的環境保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書を下記のとおり縦覧しますので、お知らせします。

■縦覧図書  
 (仮称)神楽山風力発電事業 環境影響評価方法書

■町内の縦覧場所  
 広野町役場復興企画課内

■縦覧期間  
 令和元年9月3日(火) ~ 令和元年10月3日(木)  
 (午前8時30分 ~ 午後5時15分、土・日・祝祭日を除く)

■閲覧用紙の記入  
 閲覧用紙の記入の際は、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、投函してください。

■意見書の受付  
 「(仮称)神楽山風力発電事業環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、縦覧場所に設置された用紙などに記載事項を記入の上、備え付けの意見書箱に投函いただきか、下記宛先までご郵送ください。  
 ○受付期間: 令和元年9月3日(火)から令和元年10月17日(木)まで  
 ○記載事項:  
 ①氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
 ②準備書に対する環境保全の見地からの意見(理由も含めて記載してください。)

■意見書提出および問い合わせ先  
 〒105-0004 東京都港区新橋3丁目3番14号田村町ビル9階  
 JR 東日本エネルギー開発株式会社  
 担当:企画管理部 広報担当  
 電話番号 03-6206-6076 (受付時間 午前10時~午後5時)

■関連ファイル  
[\(仮称\)神楽山風力発電事業環境影響評価方法書について \(140Kbyte\)](#)

■リンク  
[事業者ホームページ](#)

■お問い合わせ先  
 部署: 復興企画課  
 電話番号: 0240-27-1251  
 E-mail: [hukkouukiaku@town.hirono.fukushima.jp](mailto:hukkouukiaku@town.hirono.fukushima.jp)

## ○インターネットによる「お知らせ」

## 【電子縦覧・縦覧場所・意見書の提出について】

(JR東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト)

## 環境アセスメントについて INFORMATION

## 「(仮称)神奈山風力発電事業」に係る環境影響評価準備書の公表及び縦覧について

「(仮称)神奈山風力発電事業に係る環境影響評価準備書」(以下、準備書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

※準備書は、2019年9月3日(火)午前10時00分～2019年10月3日(木)午後5時00分までの期間中は閲覧が可能です。

※当社ウェブサイト以外での閲覧、閲覧期間を過ぎた場合は表示できません。

※当社ウェブサイト上で閲覧期間中でも、ご使用のブラウザ、プラグインが対応していない場合は表示できません。

※準備書閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。

※ダウンロードしての閲覧や印刷することはできません。

## 表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

3.1 自然的状況

3.2 社会的状況

第4章 対象事業に係る計画段階開示事項に関する調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 方法書についての意見及び事業者の見解

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言

10.1.1 大気質(塩素酸化物)

10.1.2 大気質(粉じん等)

10.1.3 震音

10.1.4 超低周波音(低周波音を含む)

10.1.5 振動

10.1.6 水環境

10.1.7 風速の影響

10.1.8 電波障害

10.1.9 動物(1)

10.1.9 動物(2)

10.1.9 動物(3)

10.1.9 動物(4)

10.1.10 植物

10.1.11 生態系(1)

10.1.11 生態系(2)

10.1.12 災難

10.1.13 人と自然との触れ合いの活動の場

10.1.14 原生種植物

10.1.15 犬土

10.1.16 放射線の量

10.2 標識の保守のための措置

10.3 事後調査

10.4 環境影響の総合的な評価

10.5 専門家等への意見聴取の結果

第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第12章 その他環境省令で定める事項

資料編

誓約書

環境影響評価準備書に対する意見書の提出について・意見書様式

## 準備書の概要

## 縦覧場所

福島県庁 生活環境部 環境共生課(西庁舎8階)

いわき市役所 本庁舎1階市民口ビー

いわき市役所 小川支所

いわき市役所 川前町支所

棚原町役場 むらし安全対策課

川内村役場 総務課

広野町役場 復興企画課

縦覧期間: 2019年9月3日(火)～ 2019年10月3日(木)  
(土・日・祝日を除く閑庁時)

意見書には、必ず住所・氏名(法人その他の団体は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)をお書きください。

環境影響評価準備書に対する意見の内容及びその理由を書いてください。

住所・氏名、対象配慮書の名称、意見の内容及びその理由を記入してあれば、

環境影響評価準備書に対する意見書の用紙を使用しなくとも結構です。

また、電子メールでも受け付けます。

## お問い合わせ先

JR東日本エネルギー開発株式会社 担当:企画管理部 広報担当

TEL: 03-6206-6076

時間:午前10時00分から午後5時00分まで(土・日・祝日を除く)

前のページに戻る

○ご意見記入用紙

「(仮称)神楽山風力発電事業 環境影響評価準備書」

二 意見記入用紙

「(仮称)神楽山風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、意見書箱に投函、または、下記の住所宛に郵便にてお送りください。なお、下記メールアドレスでも受付けております。

【意見書の郵送先】 〒105-0004 東京都港区新橋3-3-14 田村町ビル9階  
JR 東日本エネルギー開発株式会社 企画管理部 広報担当宛  
TEL: 03-6206-6076 E-mail: q-kag3-jed@jr-energy.co.jp

【意見書の提出期限】 令和元年 10月 17日(木)[当日消印有効]

「(仮称)神楽山風力準備書発電事業 環境影響評価準備書」に対する意見書

令和 年 月 日

お 名 前  
〔法人その他の団体にあっては、  
法人名・団体名、代表者の氏名〕 \_\_\_\_\_

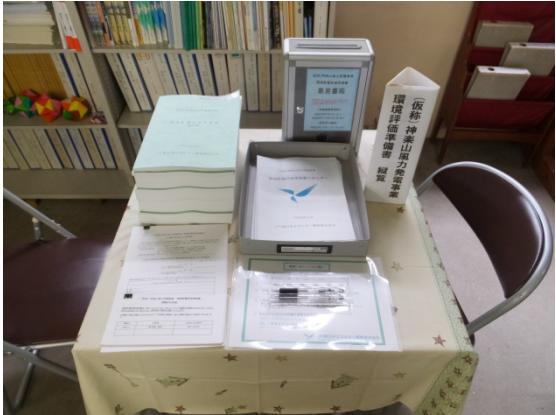
ご 住 所  
〔法人その他の団体にあっては、  
主たる事務所の所在地〕 \_\_\_\_\_

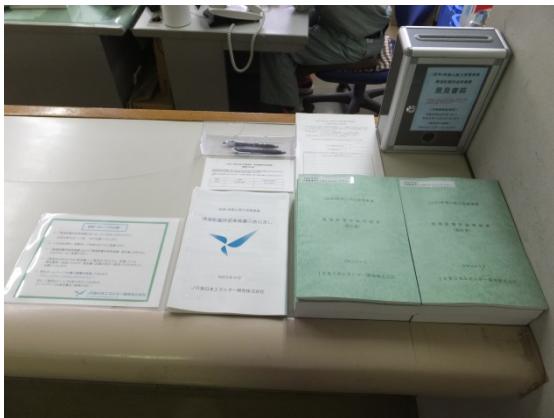
環境影響評価法第18条の規定に基づき、環境の保全の見地から次のとおり意見を述べる。

ご 記 入 欄 (日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

注:なお、ご記入頂いた情報は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、適正に取り扱うことと致します。  
また、環境影響評価法に基づく手続きのみに使用し、他の目的に使用することはございません。

○関係自治体庁舎での縦覧場所の状況

	
福島県庁生活環境部環境共生課 (令和元年9月3日撮影)	いわき市役所本庁舎一階市民ロビー (令和元年9月3日撮影)
	
いわき市役所小川支所 (令和元年9月3日撮影)	いわき市役所川前支所 (令和元年9月3日撮影)



檜葉町役場くらし安全対策課  
(令和元年9月3日撮影)



川内村役場総務課  
(令和元年9月3日撮影)



広野町役場復興企画課  
(令和元年9月3日撮影)